

あきる野市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開催日 令和3年3月24日(水)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時14分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 5号 あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第 2 議案第 6号 あきる野市立学校事案決定規程の一部改正について
 - 日程第 3 議案第 7号 令和3年度あきる野市教育委員会所管予算(第1号補正)について
 - 日程第 4 報告第 1号 臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算(第14号補正)に関する報告及び承認について
 - 日程第 5 報告第 2号 臨時代理したあきる野市小和田グラウンド災害復旧工事(債務負担行為)の請負契約の変更に関する報告及び承認について
 - 日程第 6 報告事項(1) あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について
 - 日程第 7 報告事項(2) あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
 - 日程第 8 報告事項(3) 令和3年度あきる野市立学校の教育課程について
 - 日程第 9 報告事項(4) 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けた取組の推進について
 - 日程第 10 報告事項(5) 個別施設計画(学校施設)の策定について
 - 日程第 11 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員 教 育 長 私 市 豊

教育長職務代理者	田野倉 美 保
委 員	丹 治 充
委 員	小 西 フミ子
委 員	坂 谷 充 孝

7 欠 席 委 員 なし

8 事務局出席者	教 育 部 長	渡 邊 浩 二
	指 導 担 当 部 長	草 刈 あずさ
	生涯学習担当部長	佐 藤 幸 広
	教育総務課長	鈴 木 将 裕
	教育施設担当課長	岩 崎 徹
	学校給食課長	山 本 匡
	指 導 担 当 課 長	渡 邊 啓 介
	生涯学習推進課長	吉 岡 賢
	スポーツ推進課長	長谷川 美 樹
	図 書 館 長	紺 藤 修 子
	指 導 主 事	大 道 雅 士
	指 導 主 事	宇佐美 拓 郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

皆さん、こんにちは。今日は、午前中に小学校の卒業式もございました。本当に天気もよくて、桜も満開に近いところもあったのではないかと思います。素晴らしい式典であったと思っております。大変お疲れさまでございました。

引き続いての教育委員会になります。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 3 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、小西委員と坂谷委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 5 号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第 5 号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

提案理由でございますが、令和 3 年度の組織改正等に伴い、あきる野市教育委員会事務分掌を整備する必要が生じたことから、本規則の一部を改正することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、添付いたしました別表（第 3 条関係）の新旧対照表を御覧ください。まず、教育総務課の学務係第 7 号を「学校教育に係る I C T 環境等の整備及び管理に関すること」に改めます。こちらにつきましては、令和 2 年度中に学校 I C T 環境が整ってまいりますので、今後機器の整備のみではなく、維持管理に係る業務が増加することも踏まえたものでございます。

また、教育委員会が所管する情報機器類は、学校現場のみの配置ではないことから、学務係の所掌範囲を明確にするため「学校教育に係る」という文言を加えたものでございます。

次に、指導室の指導係、第 7 号を「就学相談に関すること」に改めます。現行の規定では、特定の委員会に関する対応のみが所掌と読み取れることから、就学相談全般に対応する記述とするものでございます。

なお、第 8 号中にある「及び就学指導」の規定につきましては、改正後の第 7 号の規定に包含されることから削除いたします。

また、不登校の児童生徒に対する支援の重要性から、現行規定の第 9 号から第 1 1 号を 1 号ずつ繰下げ、改正後の第 9 号として「不登校児童及び不登校生徒の支援に関すること」を追加するものでございます。

施行日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問等ございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第5号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則は、
原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第5号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則は、
原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第6号あきる野市立学校事案決定規程の一部改正について
を上程します。

説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第6号あきる野市立学校事案決定規程の一部改正について説明させていただきます。

提案理由でございますが、令和3年度から教員の負担軽減を目的とした校務支援システムを市立小中学校に導入することに伴いまして、システムで取り扱う表簿類の決裁を電子化することから、本規程の一部を改正することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。

添付いたしました新旧対照表を御覧ください。主な改正内容ですが、まず用語の定義、第2条関係、見出しの「用語の」を削り、第7号として「校務支援システム 学校が行う校務に関する事務を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう」を付け加え、事案決定を行うシステムについて定義しています。また、システム内で事案決定を行うため、事案の決定方針等、第14条関係では第1項ただし書として「ただし、校務支援システムを利用して起案された起案文書については、当該事案の決定権者が校務支援システムに決定した旨を電磁的に表示し、記録する方式（以下「電子決定方式」という。）により行うものとする」という記述を加えます。

さらに、システム内での事案決定への関与もあることから、決定関与の方式、第15条関係に、ただし書として「ただし、電子決定方式による場合は、校務支援システムに決定関与した旨を電磁的に表示し、記録することを求める方式により行うものとする」の一文を加えます。

なお、これらに加えて、第1条中及び別表第4条関係中の文言整理も記載のとおり併せて行うものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますでしょうか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

すみません、第14条で「ただし、校務支援システムを利用して」というところから下線部が引いてある部分ですが、これを読んでも意味がよく分からなかったもので、もう少しわかりやすい形で説明していただけるとありがたいです。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

では、私から説明させていただきます。通常、ワードなどの文書類といったものを使ってパソコン上でやっていますが、こういったものを校務支援の中で所定のフォーマットの中に打ち込むことで今後処理していきます。そこで作られた資料が今後色々なログなども残ってくるので、そういったもの一式、それを、電子的なデータとして記録されるものを、これまでですと、それを打ち出したりして保管していたのですが、電子データ上で残っているものを同じような公文書として取扱いますよということです。今後、電子化が進みますと、役所全体がやはり同じような形で取決めをつくらなければいけません。言ってみれば、役所の中でも、今回のICTの推進の関係で教育委員会のほうが先に進んでしまうという状況がありますので、電子データを普通の紙ベースのものと同等に扱いますということを、先に教育委員会内で決めたというものになります。

教育部長（渡邊浩二君）

補足。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

簡単に申し上げますと、これまでは何か物事を決定していく上では、今課長が申しあげましたとおり、紙ベースの上でそれぞれ判子を押しながら決裁を受けていたものが、校務支援システムを使いますと、今度は電子的に行うこととなりますので、その判子を押したという決定のもの自体を電子的に判断させる。それが「電磁的に表示し、」というところで電子的に決裁が通りましたということが判断できるというような形に切り替わっていくという考え方になります。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

作成した文書を決裁する方が、これでオーケーですという、そのオーケーを出したという事は、データ上はどういった形で残りますか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

見た人がというのは、次の順番で前の人がそれを処理しているということですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

私のイメージですと、文書起案し出します。これでオーケーですというと普通判子を押しますよね。

教育総務課長（鈴木将裕君）

はい。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

その判子を押したかどうかは、データの的には例えばどこかに欄があって、チェックが入るといふ形になるということですか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

基本的には、処理の手順として、次の決定権者に当たる人たちがその処理をしないと先に進めない形になります。次の決定権者が処理した段階で、次の決定権者として、権限のない人は、そこにはアクセスできない形になります。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい、分かりました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

委員（丹治 充君）

1点、いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

教えていただきたいのですが、ここで2条の第7号に、これは「電子計算組織」という、今回新たに目にしたのですが、これは学校の組織、あるいは教育委員会の中の組織の、この文書に関連する方について指しているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

これは分かりづらい表現ですが、ここで言う組織は人を指しているものではありません。

あくまでも、この校務支援システムの中で処理するソフトといったイメージのものです。色々なプログラムが組み合わさって構成されている、これが組織という形を指しています。ですから、言ってみれば、学務係などを組織として、役所がセクションとしてできるものだけではなくて、このシステムの中で構築されたものというイメージです。そもそも、電子計算といった言葉自体が皆さんに分かりづらいところがありまして、本来であればパソコンという言葉が浸透している中で、日本語の訳を見ていただければ分かると思うのですが、電子計算機が日本語訳なのです。皆さん、電子計算機というと卓上のものを思い浮かべると思うのですが、カリキュレーターと呼ばれるものですね。本来、複雑なそういった色々な計算を合わせて別の結果を導くというのがコンピューターなので、計算機のもっと機能が高いものというのが位置づけとしてはありますので、これは法令上の電子計算機のコンピューター。それを、いろいろなシステム構築させるということで「組織」という表現を使っています。これが、今の市長部局の情報システム部門もこの言葉を使っているところがありますので、これは今後やはり分かりづらさというところから見直しが、全庁的に図られた際には教育委員会の表記も変えることにはなるとは思います、現状では、市全体の電算システムの表記に合わせてということになります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですかね。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

委員（丹治 充君）

人物的な組織を指すのではないということですか。

教育総務課長（鈴木将裕君）

人物的な組織ではないです。コンピューター内で構成させたプログラムだと思っていたらと思います。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私も田野倉委員と同じ質問、全くここの部分が分からなかったのですが、今の説明でペーパーレスにもなるという内容は分かりました。分かったのですが、この電磁的という言葉ですが、これはもう少し分かりやすい言葉にならないのかと、とても疑問に思いました。初めて見たときに、「電磁的に」を調べたりするのですが、どうもよく分からなかったです。なので、ここら辺は「電子計算機」みたいに換えられないですか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

どうしても現状、市の文書の規程が、まだここまで進んでいないところがあって、先ほど言いましたように、情報システム部門の表記を準用しているところもございます。分かりづらさというところ、これは改善方法があると私たちも思っていますので、これは、ほかの自治体の表記も参考にした上で、現在はこれを使っておりますので、より分かりやすい表

記が出た際には、その形で見直しは行っていきたいと思います。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。分かりました。

教育長（私市 豊君）

よろしい。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

すみません。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

もう一つ質問ですけれども、そういったペーパーレスの形に持っていくというのは、市役所の教育委員会内と、あとそれぞれの学校の校務に関する文書に関しても、同じような形で紙ベースではなく、ペーパーレスの形になっていくということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

おっしゃるとおり、といいますか、どちらかというと、学校現場で先に進めるというようなイメージです。校務支援システム自体、やはり先生方が使うものなので、そこでやはり作業の簡略化といったところもできます。

指導担当部長（草刈あずさ君）

すみません、補足で。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

具体的にどんなものを作っていくかといいますと、成績処理に関わるものや、あとは先生方が毎週手書きだったり、パソコンで打ち込んでいる週ごとの計画、週案と呼ばれているようなものを、今だと枠のあるノートを買って手書きで書いたりしているものが、この校務支援システムの中で入力したり、また毎年使っていくことで同じようなものが登録されているので、それを使って貼り付けたりすることができて、それを今までは打ち出したりノートに書いたものを管理職にどっさり出して、判子を押して返していたものが、パソコン上で確認ができる。それから、年度末に1年間の成績をまとめる指導要録という個人カルテのようなものがあるのですが、これも手書きで書いたり、毎年入力して打ち出している、元の古いものをシュレッダーにかけたりということを行っていたのが、これからは入力しておけば、もうそこで管理していることになるということで、今まで服務事故につながりかねないような学校で多く扱っていたものについて、全てパソコン上で共有して見て、さらにその記録が残っているということになります。そういう、具体的に言うと、何かいわゆるこういう文書を決裁で次々で回していくイメージというよりは、個々の教員がこれまで手作業などでやっていたものが一元管理できるということでペーパーレスが進むということで、学校にとっては結構画期的なことになるのではないかなと思っています。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

よく分かりました。はい。ありがとうございました。

委員（小西フミ子君）

いいですか。よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

例えば電算の関係で打った場合に、個人情報など守られなければいけない部分が漏えいするという可能性はどうですか。そういう管理はちゃんとしているのですか。

教育総務課長（鈴木将裕君）

では、私から。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

基本的にはパソコン上で扱うデータ、インターネット上に出ていくものと、個人情報については、各学校に別にサーバーを設置して外に出ていかないで学校内の通信環境で結ぶような形なので、基本的にはネット環境を介しての外部漏えいはありません。しかし、今後の運用のところではセキュリティポリシーといったところをしっかりと使っていきませんか、ネットワーク以外のところでの情報の持ち出しは技術的には可能なので、そこら辺の制約は考えていきたいとは考えます。

委員（小西フミ子君）

はい。分かりました。

教育長（私市 豊君）

I C T環境は、これから本当にどんどん進んでいくわけですが、教育委員会という組織もそうですし、私の頭の中もそうですが、なかなかその環境に慣れないと本当につくづく今感じているところです。だから、実際に学校現場でどうなっていくのかということが分かれば、もっと理解が進むのではないかと思います。その辺のお話もいずれ聞かせてもらうようにしたいと思います。

それでは、ほかによろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第6号あきる野市立学校事案決定規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第6号あきる野市立学校事案決定規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第7号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第1号補正）についてを上程します。

説明を教育部長及び生涯学習担当部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第7号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第1号補正）について説明させていただきます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第1号補正）について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係につきましては、私から説明させていただきます。

それでは、歳出の表を御覧ください。第10款教育費、02小学校費及び03中学校費の02教育振興費、それぞれ284万2,000円と170万6,000円につきましては、教員が職員室で端末を使用し、教材研究や授業の準備を効率的に行うことができるようにするため、無線LANのアクセスポイントを職員室にも設置することから、その設置委託料と保守委託料を計上するものでございます。なお、本補正予算につきましては、3月31日に行われます臨時会において上程するものでございます。

学校教育に関する補正予算の説明は、以上でございます。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

私からは、生涯学習関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。第1号補正、歳出一覧の一番下の段を御覧いただきたいと思っております。05保健体育費、02体育施設費、市民プール運営管理経費、修繕料732万6,000円の補正ですが、屋内プールの水温を上げるための機器に不具合が生じ、水温を上げるのに時間を要する状況にあり、さらにプール水のろ過機に水漏れの不具合が発生しているため、至急修繕をすることが必要であることから予算を補正し、修繕を実施するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。その前に、私から、なぜ今この時点で3年度の補正予算ですか。何か理由があるわけですね。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

実は、この補正予算、令和3年度の当初予算が、3月議会で議決をいただいた直後に、なぜこのタイミングなのかといいますと、国の新型コロナウイルス感染症に関する第3次補正が示されたのが当初予算を編成した後のことでございます。そのため、教育委員会だけではなく、各所管で補正に計上できるもの、それを精査しまして、令和3年度がスタートする前の段階で補正を行う形になったということでございます。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

市民プールの屋内プール修繕ですが、この機械が受注生産品ということで、お願いしてから4か月の納期が必要になるということです。6月の補正では遅くなってしまいうことで、このタイミングで補正予算として上げさせていただいております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

はい。分かりました。以上のような理由で今回の補正になっています。何か質問がありましたらお願いします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今回のこの補正は非常に結構なことだと思います。そして、この補正を受けて、各学校のLANの工事がどのぐらいまでに完成させられる予定でしょうかね。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

学校のLAN環境ですけれども、普通教室は、もう既に終わっております。今回補正で上げる分は、職員室ということで、こちら当初から必要性は感じておりましたが、当初の国の補助対象にはなっていませんでした。こちらとしては財源等確保された段階でまた整備も考えていかなければということで、今回特に国の3次補正ということで、その中でここに当て込むことができるという判断で整備を進めるのですが、こちらの新環境が整って、早々にここで使えない状況がありますと、先生方もやはり授業の準備ができないかと思えますので、これは予算決定後、早急にこの手はずを整えますので、作業的にはさほどかかることはないと思います。契約でき次第、できれば5月ぐらいまでにはその作業は完了ができるかと思えます。5月ぐらいですと、ほかの自治体でも同じような状況があるかもしれませんので、そこら辺は事業者と学校に確認しながら進めさせていただきます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

はい。

委員（丹治 充君）

速やかに、設置できるように。

教育長（私市 豊君）

そうですね。

委員（丹治 充君）

他の自治体もかなり混んでいて、工事が間に合わないような場面もお聞きしたのですが、よろしくをお願いします。

教育長（私市 豊君）

よろしくをお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

ご心配のところ、ごもつともです。学校の普通教室は、今回事前に整備しているもので205教室ほどあったのですけれども、今回は各学校の職員室ということで1か所ずつ16校の16か所なので、時間的にはそれほど遅れることもないかと考えております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第7号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第1号補正）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第7号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第1号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告第1号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第14号補正）に関する報告及び承認についてを上程します。

説明を教育部長、お願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、報告第1号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第14号補正）に関する報告及び承認について説明させていただきます。本件につきましては、令和3年3月定例会議に追加の補正予算として上程し、議決されたものであり、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、臨時に代理いたしましたので、同規則第4条第2項の規定により、これを報告し教育委員会の承認を求めますのでございます。

次のページの資料を御覧ください。補正予算の内容につきましては、第10款教育費、校舎改修工事設計委託242万円につきまして、東中学校校舎の北校舎への渡り廊下棟の改修工事に向けた設計中にアスベスト含有建材が発見され、その撤去に時間を要したことから、年度内に設計委託が完了しない見込みとなったことから、繰越明許費として予算を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などはありますか。

よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今の説明で、東中の北校舎への渡り廊下の改修が今年度中に終わらないため追加で補正予算ということですが、工期的にはどのくらいまでかかる予定になっていますか。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

お答えいたします。この補正は改修工事を行うための設計業務になります。その設計業務の終わりは、大体5月いっぱいぐらいを考えているところです。その後、令和3年度に工事ではなく、令和4年度に工事をするような予定を考えているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。分かりました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほか、何かございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4 報告第1号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第14号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第4 報告第1号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第14号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 報告第2号臨時代理したあきる野市小和田グラウンド災害復旧工事（債務負担行為）の請負契約の変更に関する報告及び承認についてを上程します。

説明を生涯学習担当部長、お願いいたします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、報告第2号臨時代理したあきる野市小和田グラウンド災害復旧工事の請負契約の変更に関する報告及び承認についてご説明させていただきます。

あきる野市小和田グラウンド災害復旧工事の請負契約の変更について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により別紙のとおり臨時代理した

ので、同条第2項の規定により委員会に報告し承認を求めるものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思っております。今回の契約変更ですが、契約額が1億5,000万円以上であることから、議会の議決が必要でしたが、委員会を招集する時間がなかったため、教育長に対する事務委任規則の規定により臨時代理をしたものでございます。

なお、契約の増減額、契約変更理由などは、別紙に記載されているとおりでございます。説明につきましては、以上でございます。ご承認のほどをよろしくお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問等ございましたらお願いします。いかがでしょう。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

この小和田グラウンドは、実際に市民の方が使用できるようになるのは、いつぐらいを予定されていますか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

お答えいたします。これから検査等が行われますので、それによって日にちが決まってまいります。現在の予定は、4月中には日曜日から利用が開始できると考えております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

全面的な利用はいつ頃になりますか。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

全面的なというところは、実は東京都の護岸工事、これが遅れております。この工期が5月末と聞いておりますので、5月末までかかる場合は平日の利用については、利用できなくなります。なぜかといいますと、東京都の護岸工事の入り口と、グラウンドを使う方々が入る入り口が同じところになりますので、そういった関係で危険があってはいけない、市民の安全というところで、東京都でそういったところの判断がなされまして、平日の利用が今のところは6月からになるのではないかとということになります。先ほど申し上げましたが、日曜日は工事はございませんので、日曜日の利用は4月中には開始できるのではないかと考えております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

予約の受付も平日は6月以降の予約をされているということになっておりますか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

現在は予約受付は止めさせていただいております。確実に利用が開始できるということが分かってから受付をする予定で考えております。

以上でございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 報告第2号臨時代理したあきる野市小和田グラウンド災害復旧工事（債務負担行為）の請負契約の変更に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第5 報告第2号臨時代理したあきる野市小和田グラウンド災害復旧工事（債務負担行為）の請負契約の変更に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告事項（1）、あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、報告事項（1）のあきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について説明させていただきます。

本件は、国の令和2年度税制改正におきまして、未婚の独り親に対する税法上の措置及び寡婦控除の見直しがなされたことに伴い、就学援助費の認定要件の一つとして、地方税法第295条第1項に規定する市町村民税の非課税のものの事由に影響が生じることから、第4条関係の申請書の様式第1号及び第2号中「寡夫」の表記を「ひとり親であること」に改めるものでございます。また、今回の改正に合わせまして、申請書の金融機関の欄の表記につきましても、記載のとおり改めるものでございます。

なお、施行日は通達の日といたしますが、経過措置を設けております。

説明は以上です。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

何か質問等ございますでしょうか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

様式の第1号から第2号と変わるところで、信用組合や労働金庫の欄に出張所という表

記が増えていますが、これはただ単に取扱いをする金融機関が増えるという認識でよろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

増えるということではなくて、これまでもこういった金融機関の取扱いをしていたのですが、その都度、書いていないものについては記載していただきました。これを載せておくことによって丸するだけで済むので、利便性を向上するという、これは全庁的にこういった機会に見直しましょうとなっておりますので、そういったことでの修正でございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（2）、あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、報告事項の（2）、あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について説明させていただきます。

本要綱につきましても、報告事項（1）同様、第5条関係の申請書の様式中、金融機関の欄の表記について記載のとおり改めるものでございます。また、施行日も同様に通達の日といたしますが、同じく経過措置を設けております。

説明は以上となります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問等ございますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第8 報告事項（3）、令和3年度あきる野市立学校の教育課程について報告者は説明をお願いします。

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

指導主事から令和3年度における各校の教育課程について、現範囲でご報告をさせていただきます。各学校において令和3年度の教育課程が策定され、あきる野市教育委員会に

提出されました。教育課程策定に当たり、令和2年12月に教育課程ウェブで説明会を実施し、令和3年2月上旬を教育課程事前相談日を設けて、各校へ修正及び関連等の指導を行ったところでございます。3月12日から16日にかけて、各校から提出された教育課程が適正であると判断されるため、本定例会でご報告をいたします。また、本定例会後、各校へ教育課程の受理票を送付いたします。

なお、各校から提出された教育課程を教育目標、学力向上に係る対策、いじめ、不登校対策、特別支援教育の4つの観点で取りまとめました一覧表を参考資料としてファイルを開いた一番上に入れさせていただいております。

以上になります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

何か質問等ございますでしょうか。

これを見て、すぐに質問等がなかなか出てくるとは思いませんけれども、もし何か気がついた点がありましたら、次の機会にでも質問していただければというふうに思います。

委員（丹治 充君）

では1点だけ。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今、令和3年度の教育課程編成が終わって届出が行われた訳ですが、昨年度と比較して何か特徴的なものなどがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

GIGAスクール構想を受けまして、次年度よりICT教育を推進するため、各校が一人一人にタブレット端末を活用した情報機器を推進した指導を行っていくことになります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

あとは、小学校の英語あたりでは特に変更何かありませんでしたか。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

現在、英語ではAETを活用した授業を推進しているところでございます。次年度もAETを活用するところではございますが、タブレット端末を活用し、二次元コードを読み込んだ音声による学習をより深めることも考えております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。結構です。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

教育課程届の概要、参考資料見させていただきまして、今まで気にしたことがなかったのですが、西秋留小学校だけ2学期制となっていることについて、この場で質問していいかわからないのですが、なぜ西秋留小学校だけ2学期制なのかと、これはいつからなのかと、2学期制にしていることによって何か見いださせている点があるのかというところ。何か絡み合っている質問で申し訳ないのですが、教えていただけますでしょうか。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

お話しいただきました西秋留小の2学期制ですが、まず今年度における新型コロナウイルス対策に伴いまして、学校行事を見直したときに2学期編制にしたところがございます。また、次年度の教育課程におきましても、今年度の実践がより地域文化とのつながりができるといことをご報告いただいているところがございます。次年度においても、2学期制を導入するという方向でございます。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。コロナ禍において、色々な行事の組立てですとか、各学校苦慮されているところだと思います。その中から、これを、こういうやり方にしたらいいというところを見いだしたという点はプラスの点だと思いますので、来年度また進めながら、他の学校等にも紹介しつつ、そんなやり方がいいというところがあれば、使っていくというように考え方が広がることはいいことだと思います。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件については報告として承りました。

続きまして、日程第9 報告事項（4）、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けた取組の推進について、報告者は説明をお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

では、報告事項の（4）、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けた取組についてです。資料はございません。

令和5年度に小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設する予定としておりますが、学校は南秋留小学校と計画しております。これは、立地と、あと教室数の確保ということで候補として挙げたところ、校長先生からも快諾をいただいたという経緯で、こちらの学校

で計画を進めているところです。

スケジュールとしましては、来年度（令和3年度）には計画を立てること、それから、市民へ周知を図ること。そして、令和4年度には工事などの環境整備と、また就学、転学する児童の決定、また教員の確保などを行います。現段階では、令和5年度には南秋留小1校の開設を考えているところですが、市内の小学生の中でこちらの学級の対象となるお子さんが多数いるところです。その多くが、もしもこちらの情緒障害特別支援学級、固定級への就学、転学を希望するとなると、場合によっては1校では受入れ切れない可能性も出ていることも懸念しているところです。今後調査等を行いまして、状況を確認して、場合によっては開設校数を増やすことも検討することを視野に入れていることも併せてご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。質問等ございましたらお願いします。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

ただいまのご説明で分かりました。例えば、たくさん希望するかもしれない。南小で足りなかった場合は新しく開設校を考えるということですが、それはいつ頃分かることですか。入学希望が出てからですよ。それだけ教えてください。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

令和5年には開設するということですので、現在、例えば知的固定級に通っているお子さんの中には、本来であれば、情緒の固定があればそちらだけでも、通常の学級は難しいので、少人数でできる知的固定学級にいる方については転学の希望は、割と数の調査はかけられやすいと思っております。難しいのは、今幼稚園、保育園に在籍しているお子さんの中でどれくらい希望するかということですので、令和4年度の就学相談の段階では、4月ぐらいからは就学相談をスタートさせていきますので、できれば令和3年度中に市内の小学生の意向を確認、それから4年度には新入生についての意向確認をしていくと。そうすると、今度工事が間に合うのかという問題があるのですが、今の知的固定級の方の半数ぐらいが情緒障害対象だとすると、規模を縮小して幾つかの教室を少しそちらに転用するという可能性もあります。小学生なので遠過ぎず、それから少人数での指導ができるようにバランス見ながら整えていくことになるかと考えています。

委員（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

令和5年度に南秋留小に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設する予定という話ですが、それは1学級という考え方ですか。例えば、人数的に児童何人に対して先生が何人というような、その辺の割合的なものは、いかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

東京都からの学級編制基準で言うと8人に1人の先生がつきます。小学校の場合6学年あり、情緒障害の固定学級は知的障害を伴わないお子さんを対象としていますので、基本的に授業は当該学年の授業を行っていくこととなりますので、今ある知的固定級に複数の学年一緒にゆつくりと学習するというよりは、できれば学年別の授業を行いたいと思っていまして、今南秋留小では3教室分を空けるように確保してくれていて、それを2つに分けて、6学年別々で指導が、教室の半分のスペースでできるようにと。ただ、そうすると、それだけの先生が必要になってきますので、その辺も難しいところです。そうすると、一番望ましいのは1学年8人、48人ぐらいで収まっていると。先生も6人来て、クラスも、子どもたちも8人ぐらいで学習できると一番いいのですけれど、これがもっと増えてしまうと、教室もぎちぎちになってしまうというところがあります。一応学級編制としては、そういう基準で考えています。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今こういう情緒障害をもつお子さんたちが増えてきているということなのか。あるいは、今現在そういう場所がないために、重複障害という扱いで現在の知的な固定学級へ通っているのか。自閉あるいはその情緒障害についての児童数はどのぐらいうちの市にはおられますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

厳密に言うのはなかなか、何か診断書を取っているということではないので難しいですが、今回およその見込みを取りたいということで、この情緒障害の固定学級ができたときに、令和5年度開設ですので、今の3年生ができるときには6年生になりますので、学校の見立てとして、1年生から3年生で各小学校に在籍しているお子さんで何人ぐらいいますかと言ったところ、46人いますという回答でした。これを単純計算で、これは3学年分なので、6学年分とすると90人強の数値。でも、学校によっては、普段の様子を見ていると、

もうちょっと対象はいるんじゃないかとかいうことも考えると、100人ぐらいはいるであろう。なので、全員が転学またはそこに就学するわけではないということもありますので、全く読めないところですが、およそ100人ぐらいということではおります。

委員（丹治 充君）

はい。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

その場合、教員ですが、特別支援を対象、特別支援が必要な子を対象とする教師、向いている方は、どういう形で雇う形になりますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

東京都から割り振られてくるというか、配置されますので、他地区にもそんなに情緒障害の固定学級があるわけではありませんので、これについての専門性が高い先生を配置してもらえる可能性は余り考えておりません。そうすると、どうなのかというと、1つは今知的固定学級で情緒障害のお子さんたちも指導していますので、その知的障害学級で指導している先生、それから特別支援教室で取り出し指導ということで巡回で今指導している先生、それから、都立のあきる野学園などは、特別支援学校で自閉症のお子さんなどの指導をしていた先生、それから、来年度からになります、あきる野学園に3年間で異動を希望して、ぜひ戻ってきて、こういう学級の立ち上げに協力してくださいと個別に声をかけて、そういう外に行って研修してきてもらって戻ってきてもらうということも実際にやっていますので、そういう方もあきる野に来ていただくということで、少しでも専門性のある方を配置したい。しかし、そうはいつでも、全ての方がそういうわけにはいかない、そういう核となる方に育てていただきながら充実させていくということになると思います。

委員（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第10 報告事項（5）、個別施設計画（学校施設）の策定について、報告者は説明をお願いします。

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

それでは、学校施設の個別施設計画であります、あきる野市学校施設長寿命化計画の策定につきましてご報告をさせていただきます。

本市においては、昭和40年代から50年代にかけての人口増に伴う児童生徒の増加に合わせ、集中的に学校施設を整備しております。それら多くの学校施設が建築後、約50年経過しており、計画的な維持管理が必要となっています。こうした状況の中、文部科学省では学校施設の長寿命化を図るための指針として、文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、学校設置者である各市教育委員会に対し、適正に施設を管理していくことを要請しています。具体的には、今後学校施設を整備する際、改修や改築も視野に入れた施設の適正管理や建物の長寿命化のための取組が求められていることから、学校施設長寿命化計画を策定したものです。

本計画は、学校施設を長寿命化できるものは長寿命化し、適切に維持管理するとともに、教育環境の改善も行いながらコストの縮減と支出の平準化を図ることを目的としており、計画期間は10年間、コスト試算期間を40年間と設定しておりますが、社会情勢等の変化により修正の必要が生じた場合は随時見直すこととしています。また、本計画では学校施設の目指すべき姿として老朽化対策を図りながら、安全・防災面、学習・生活面、複合化・効率化の視点から、それぞれの学校が抱える課題を整理するとともに、学校施設整備に基本的な方針を定め、劣化状況調査の結果や文部科学省から配布されたシミュレーションソフトで試算した今後の維持更新コストを比較するなど、学校施設の目指すべき姿の実現に向け、施設の維持管理や整備に際して留意すべき事項を明記しています。

なお、本計画は文部科学省からの技術的支援として示されている学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に準拠したものであり、市の内部指針として策定したものでございます。

それから、昨日の議員全員協議会におきまして、そのご報告もさせていただいております。

報告は以上となります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

何か質問等がございましたらお願いをいたします。

この計画も、本当にボリュームがある計画ですので、なかなか目を通していただいてもご理解しにくい部分があるかと思うんですけども。また気がついたところがありましたら。

委員（丹治 充君）

1点だけ質問させていただきます。

教育長（私市 豊君）

お願いします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

建物の長寿命化の関係でこういう資料が出てきましたが、例えば御堂中のグラウンドの一部に高圧線が通っていますよね。あれについては、どこかで学校を、こう迂回をするような、そういう計画はないでしょうか。

教育総務課長（鈴木将裕君）

では私から。すみません。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

今回の計画については、あくまでも学校自体の建物の維持管理。これをいかに長寿命化させるということなので、ここの中ではとりあえず大綱にまずありません。高圧線なんかですと、別の影響、電磁波ですとか、あと税法上は線下といったところで区切られて、権利など色々あるのですけれども、もし考えるとすれば、防災面といったところでは考える余地はあるのかなというところで、災害発生時、そういったものが断線したことによって学校施設内、敷地内に入ることによって子供たちに影響が出る、関連計画の中でそこら辺のうたい込みができるかどうかというのは、こちらでもちょっと研究してみて、もしそういった余地があるのであれば所管部署に、そういった話は考えます。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ありがとうございます。以前に、西中の校庭の整備工事が、一部農地との関係で非常に屈折したようなグラウンドだった訳ですが、そのようなときというのは、かなりグラウンドの使用上、支障がありました。だから、御堂の高圧線がなくなっただけでグラウンドの景観が大分違ってくるし、施設そのものが、子どもたちが使いやすい、伸び伸びと活動できるのではないかという思いがあったものですから、施設の管理が出ましたので、お話しさせていただきました。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

すみません、説明をさせていただきます。今言ったのは安全管理面の話ですが、今回の長寿命化計画の大本は企画政策部で公共施設全体をまとめています。そちらでは幾つか方向性、各施設について示されています。そういったところで、各学校ごとによって集約化を図るのか、そもそも小中一貫校という考えもある中で、その地域、その学校を残すのかという議論もまた出てくるかと思えます。移設や、熱利用等、そういった話になったときには、そういった環境にない場所、そういった場所との複合というのは考えられます。もし、そういう話にまで行き着くのであれば、今提案いただいたような視点は踏まえた上で、検討をしていきたいと思えます。

教育長（私市 豊君）

ほかに特にございますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入ります。

私からの報告になります。令和2年度が間もなく終わろうとしていますが、今年度とはかくコロナ、コロナで過ぎてきました。去年の1年間は、こう見てみますと、本当に3月に入ってからはほとんど100%とっていいくらいイベント等が中止になっております。私、今日の五日市小学校の卒業式に行ったのですけれども、やはり6年生の思い出を語る場面では6月の学校が開校してから、友達に会えてほっとしたという話から始まって行けるか行けないか、本当に最後まで分からなかった日光移動教室が行けて、本当によかったという。その最後の、呼びかけといいますか、あの中でもやっぱり日光移動教室に行けたからこそ、6年間はもう全て楽しかったというような話のまとめになって、学校側でも本当に苦労したと思いますけれども、行けてよかったなとつくづく思っています。

全ての小学校で移動教室ができたということで、ほかの学校でも恐らくそのような思い出の話が出たんじゃないかなと思いました。

私からは以上でございます。

ほかの教育委員さんから、1年間通じてもいいですが、ありましたらお願いします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

卒業式関係では、子どもたちが一生懸命やっていると。非常に好感の持てる儀式的な行事が行われていたという点では、恐らく市内の全ての学校がそうだったんだろうと思ったわけです。そういった意味で、指導室の各学校に対する支援があったのかなと儀式を見て考えられました。

それで、1つ。どこかで、各学校、これは指導上どうなのかなと思ったことが1つあって。以前は、会場に国旗あるいは国歌の斉唱ということで、本当に長い間、管理職の疲弊が目立っていたんですが、今現在は儀式においては、そういうことは全くないわけですね。今度は、やっぱり中身について検討を加えていく必要があるのかなと思いました。それで、証書の受け取り方がおそらく各学校みんな違うと思います。それで、指導室の先生方でも、卒業証書の授与の仕方あたりは参考までに各学校に、このような方法がありますよということで提示する機会はこれからあったほうがいいと思うわけです。と言いますのは、これは年代によっても違うと思いますが、証書を受け取る場合、恐らく私たち、教育長含めて、左、右手でもらって、それで礼をして手元へ引いて、左手で歩いたような、そんな授与指導を受けたと思うのですが。学校によっては、右手、左手でいただいて、あとは右手に持って下りてくるという。例えば右手、左手で持って、礼をしてそのまま、脇へ持ってきて、このまま左手へ持ち替えて下りてくるような、そんな証書の受渡しがあると思うのですけれど、恐らく先生方も苦労されているのではないかと思います。ですから、学年によって恐らく指導が違うこともあると思うので、指導という観点から、指導室でも、小笠原流までとはいかなくても、そういうものが委員会として持つことによって、指導も十分になってくるのかなと思いました。そんな点が1点気づいたところです。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私は、先月の定例会の後に、田野倉先生と、前田小の作品展を見せていただきました。オンラインで保護者の方に回すのと、生で見るのとは絶対違うなということを感じて、本当残念だと。一生懸命作られた子どもたちの作品を生で見られた私たちは幸せだったと思います。それがすごく伝わってきました。オンラインで見ると、やはりいろんな角度からは観れないですし、そこら辺が、先生も1名1名をオンラインで撮っていただいて、ご苦労されたのがすごく伝わってきましたけれども、やはりこういう作品は親が生で見られたらいいととても強く感じました。

それから、もう一つですけれど、図書館の行事の中にありました増戸分室で「本が泣いています」というところがあって、気になったので見に行かせていただきました。そうすると、置いてある、例えば辞書みたいな厚い本が水の中に落としてしまったりちりちりになってしまった状態のもの、あと付箋がついていましたけれども、このページが抜き取られていましたと、そういうものが展示されていまして。そのときに、返されたときに図書館の方々はすごい気持ちになるだろうなということと、それから借りた方、うっかり落としてしまったかもしれないけれども、そういうものの弁償ですか、例えば分室だったら、増戸分室の係の方が話しするわけですよね。そういうときどのようになるだろうと、とてもお聞きしたいので、教えていただけたらと思って。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（紺藤修子君）

弁償につきましては、やはり正直申し上げましてトラブルの原因といたしますか、原因になる確率が高いものになります。最初から汚してしまいました、濡れてしまいましたということを持ってきてくださる方もいらっしゃるのですけれども、中にはうちが気がついて、これはということをして、いや、知りませんという話というのがあって、結局押し問答になったこともありますし、疑うのかとどなられる方もいらっしゃいます。大体、貸出冊数で言うと5,000冊に1冊ぐらいはそういった弁償していただく形にはなっています。そこは、本当に現場の窓口、カウンタースタッフが苦労しているところでもあります。ただ、やはり市の財産ですし、次の方が気持ちよくまた本を借りて読んでいただけるように、私たちが最善を尽くして、そういった形で展示して本を大事にしましょうということでPRをしたり、口頭でもお話しさせていただいたり、もちろん新規カードを作ってください方には、その辺もきちんと説明をして、なるべくそういうことがないようにと努めております。

以上でございます。

委員（小西フミ子君）

はい。分かりました。ありがとうございます。少し気になったもので。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、教育長及び教育委員報告は終わりにしたいと思います。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

まず、今年度、最終の3月31日水曜日、午後1時から退職職員の辞令伝達式を予定しております。また、翌4月1日木曜日、新年度となりますが、午後2時半から新規採用者を含む教職員の辞令伝達式、こちらを予定しております。いずれも市役所の5階、この部屋の並びの503会議室での開催となりますので、ご出席をお願いいたします。

続きまして、4月6日小学校の入学式、翌7日中学校の入学式を予定しておりますので、予定されている学校への入学式へのご参列をよろしくをお願いいたします。

次に、4月20日火曜日、午後2時から東京自治会館で令和3年度の東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会が開催されます。当該連合会におけるこれまでの経歴なども踏まえまして、事前に丹治委員に相談させていただき、令和3年度の理事を受けていただく旨、了承得ておりますので、当日の会議への参加を丹治委員にお願いしたいと思います。

最後に、次回開催予定の教育委員会定例会ですが、4月22日木曜日、午後2時からここ505会議室で予定しております。

また、例年中野サンプラザで開催されている教育施策連絡協議会、こちらが同日予定されておりますけども、定例会と重なるため、あきる野市については不参加と今回させていただきますので、ご了承願います。

私からは以上です。

教育長（私市 豊君）

ただいまの件で何かございましたら。

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会3月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時14分